

宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金 募集要領

宇部市では、健康で安心して暮らせる健康・省エネ住宅の普及促進と物価高騰下における経済対策として、居住形態のある住宅のリフォーム工事を実施する方に対し、予算の範囲内で支援することとし、以下のとおり募集します。

1 目 的

住まいや住環境における省エネルギー化、環境負荷の軽減及び室内の快適性の向上を通じて、市民の健康維持増進へつながる健康で安心して暮らせる健康・省エネ住宅の普及促進を図るとともに、物価高騰下における市民の暮らしや事業活動を守り、地域経済を支えることを目的に、リフォーム工事を実施する方に対し、市内の工事業者が施工することを要件に、工事に係る経費の一部を助成します。

2 対象者・対象住宅

(対象者)

(1)から(4)のすべての項目に該当する者とします。

- (1)宇部市の住民基本台帳に記録されている者
- (2)既存住宅のリフォーム工事を実施する者
- (3)市税を滞納していない者
- (4)助成対象者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、又は暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と密接な関係を有する者ではない者。

(対象住宅)

(5)及び(6)または(7)に該当する住宅とします。

- (5)所在地が宇部市内であること。
- (6)申請者自ら居住する住宅であること。
- (7)申請者もしくは申請者の二親等以内の同居親族(パートナーシップ宣誓者を含む)が所有する住宅であること。

※パートナーシップ宣誓者同士で、宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金を申込まれる場合は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提出してください。

また、パートナーシップ宣誓予定で申込まれる場合は、工事完了報告書提出の際にパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提出してください。

※過去に「宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成制度」及び令和2、3、4年度に実施した「宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金」の交付を受けていない所有者及び住宅が対象となりますので、ご注意ください。

※感震機能内蔵型分電盤への取替工事については、過去に上記助成制度及び補助金の交付を受けた所有者及び住宅であっても、1回に限り対象となります。

3 対象工事

健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事

対象となる例	対象とならない例
・断熱ユニットバス、浴室暖房機、床暖房設備など ・バリアフリー化(段差解消、スロープ、手摺り、引き戸) ・屋根・外壁等の断熱化施工 ・断熱ガラス・断熱サッシ ・高効率給湯器など ・節水トイレ ・ビルトイン食器洗浄機 ・国内産木材による内外装仕上げ ・太陽熱利用設備 ・非接触型トイレの設置 ・玄関先手洗器の設置 ・玄関網戸の設置 ・換気設備の増設 ・上記工事に類するもの	・新築、増築工事 ・太陽光発電設備 ・エアコンの設置 ・備品、消耗品の購入 ・老朽化による修繕 ・受注者による領収書等が発行されないもの ・リース、レンタル物件 ・申請などに関する手数料、保険料、保証料など

感震機能内蔵型分電盤への取替工事

対象となる例	対象とならない例
・住宅用感震機能内蔵型分電盤への取替	・店舗併用住宅の店舗用感震機能内蔵型分電盤の設置 ・感震ブレーカー外付タイプの設置 ・コンセントタイプの設置 ・簡易タイプの設置

4 助成率等

(健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事)

- (1) 助成率: 対象工事費(税抜)の5分の1
- (2) 助成上限額: 15万円(千円未満は切り捨て)
- (3) 最低申請額: 対象工事費5万円(税抜) < 助成額1万円 >
- (4) 助成申請回数: 同一所有者及び同一住宅に対し1回

(感震機能内臓型分電盤への取替工事)

(1)助成金:一律3万円

(2)最低申請額:対象工事費3万円(税抜)

(3)助成申請回数:これまでに「宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成制度」や「宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金」の交付を受けた同一所有者及び同一住宅であっても、1回に限り申請可能です。

5 申請受付及び事業対象期間

申請期間:令和7年5月12日(月)から令和7年12月26日(金)まで

※予算の上限に達した場合は、受付終了となります。

要件:①交付決定通知日以降に着手する工事

②工事完了報告書が令和8年2月27日(金)までに提出可能なもの

※工事の着手は交付決定後に行っていただくようご注意ください。

6 申請方法

電子申請、郵送、窓口投函により申請してください。

(1)電子申請

「うべ電子申請サービス」から、必要事項を入力いただき、必要書類を添付して申請してください。

「うべ電子申請サービス」は、宇部市公式ウェブサイトのトップページで「住宅リフォーム」と入力し検索、もしくは、ウェブ番号検索で「1009208」と入力し、「健康・省エネ住宅リフォーム助成」のページを開き、ページ内の「申請方法について」「電子申請の場合」から申請してください。

(2)郵送申請

提出書類を下記へ郵送してください。

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 住宅政策課 住宅政策係 電話 0836-34-8252

(3)窓口投函

宇部市役所 4階 都市政策部 住宅政策課 窓口(H)設置の投函箱に入れてください。

7 提出書類

申請書類は、住宅政策課に設置するほか、宇部市公式ウェブサイトからもダウンロードすることができます。

(https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_kurashi/1009208.html)

(1)交付申請時提出書類(各1部)

①交付申請書(様式第1号)

②住宅位置図

③工事内容が確認できる図面、資料等

- ④工事見積書の写し(工事内容が確認できるもの)
 - ⑤工事前の状態が確認できる書類(住宅の全景、工事予定箇所がわかる写真等)
 - ⑥対象住宅の所有者がわかる書類(登記事項証明書、固定資産評価証明書等)
 - ⑦市税の滞納がないことがわかる書類(市税の滞納がないことの証明書の写し)
 - ⑧施工業者の事業所(本店、支店又は営業所)が市内にあることの書類(個人事業者の場合は代表者の住民票の写し、法人の場合は登記簿又は法人所在証明の写し)
 - ⑨その他市長が必要と認める書類
- ※電子申請の場合は、①～⑨までの書類を添付してください。なお、押印のある書類や写真などはカラーとしてください。

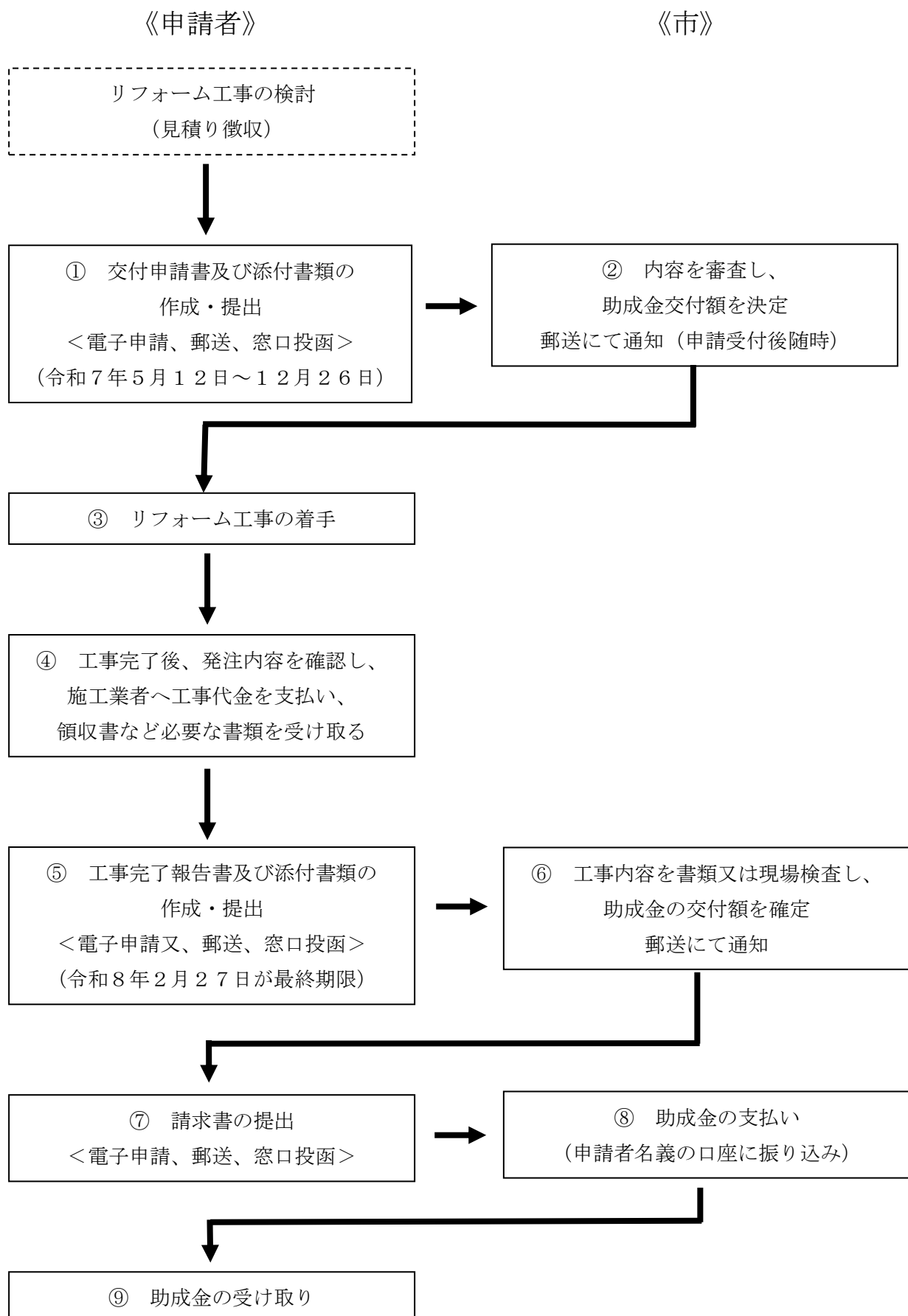
(2)完了報告時の提出書類(各1部)

- ①工事完了報告書(様式第6号)
 - ②工事に要した費用の領収書の写し等
- ※押印のある領収書、金融機関窓口で発行された銀行振込受領書、ATMで発行された利用明細など
- ※振込日、支払元、支払額、支払先の4点が記載されている必要があります。
支払先は、様式第1号に記載された施工業者名称と同一のものに限ります。
(例)様式第1号の施工業者名称が「㈱〇〇〇〇 宇部営業所」の場合
「㈱〇〇〇〇」⇒ 不可(宇部営業所が記載されていないため)
「㈱〇〇〇〇 宇部営業所」⇒可
- ③工事完了写真
- ※着工前と比較ができるように同じ方向から撮影してください。
- ※A4用紙への貼り付けをお願いします。
- ④その他市長が必要と認める書類

(3)交付変更申請時提出書類<工事内容に変更がある場合>(各1部)

- ①交付変更申請書(様式第3号)
 - ②工事見積書の写し(工事内容が確認できるもの)
 - ③工事変更内容が確認できる図面、資料等
 - ④工事前の状態が確認できる書類(工事予定箇所がわかる写真等)
 - ⑤その他市長が必要と認める書類
- ※交付決定後に、工事内容に変更が生じ、工事費用が増額となった場合、交付額の増額は行うことができませんので、ご了承ください。
- ※工事内容に変更が生じた場合は、変更工事の着工前に報告し、変更申請をしてください。

8 手続きの流れ



9 留意事項(必ずお読みください)

(1)助成金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本助成事業は、健康で安心して暮らせる健康・省エネ住宅の普及促進と物価高騰化における経済対策として、居住形態のある住宅のリフォーム工事を実施する方に支援するものです。審査を行い、助成金の対象とならない場合がありますので、ご注意下さい。なお、助成金の対象とならず、不採択となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等については、申請者の負担となりますので、ご了承ください。

(2)助成金の内容を変更する際には、変更申請が必要です。

助成対象者は、交付決定を受けた後、工事内容を変更するときは、宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付変更申請書(様式第3号)に必要書類を添付し申請する必要があります。但し、交付決定後の交付額の増額は行いません。また、予定していた工事を一部取りやめた場合は、交付額の減額を行います。

(3)前号の規定にかかわらず、以下の場合は交付決定後の交付額の増額を行うことができます。

- ① 感震機能内臓型分電盤への取替工事の交付決定を受けた後、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事を追加で行う場合。
- ② 健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事の交付決定を受けた後、感震機能内臓型分電盤への取替工事を追加で行う場合。

(4)助成金の交付決定を受けても、定められた期日までに工事完了報告書及び添付書類の提出がないと、助成金は受け取れません。

助成対象者は、工事が完了したときは、その完了した日(工事業主へ支払いをした日)から起算して30日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金工事完了報告書(様式第6号)を提出する必要があります。期限までに提出がないと助成金のお支払いができませんので、ご注意ください。

(5)他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国や県及び市で実施している他の助成等と重複する事業は助成対象事業となりません。また、平成29、30、令和2、5、6年度に実施した「宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成制」や令和2、3、4年度に実施した「宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金」を受けた方及び住宅は、本助成事業を利用することはできません。

※感震機能内蔵型分電盤取替工事については、過去に上記助成制度及び補助金の交付を受けた所有者及び住宅であっても、1回に限り対象となります。

(6)助成実施後のご協力について

助成事業の効果等を把握するためアンケート調査等を実施することがありますので、その際にはご協力をお願いします。

ご提供いただいた情報は、集計後、個人名や事業者名が特定できない形で公表することがあります。